

『東三河後見センター』会報 第50号

発行者：認定 NPO 法人東三河後見センター

〒442-0033

豊川市豊川町辺通 4-4 豊川商工会議所 3 階

令和元年 12 月 26 日発行

電話 (0533) 80-2707

FAX (0533) 80-2708

ホームページアドレス：<http://higashimikawakouken.or.jp>

令和元年はお世話になりました、令和2年も引き続きよろしく

令和元年が早くも閉じようとしています。東三河後見センターにとっては、5年ごとの認定 NPO の更新の年に当たり、皆様のご支援のおかげで何とか更新の見通しがつき、ひと安心しました。ありがとうございました。また受任件数は 12 月 26 日現在で 97 件に達し、3 月末までには 100 人の大台に乗るかもしれない状況です。成年後見制度の利用促進は東三河後見センターの使命です。職員が“成年後見のプロ”を目指して力をつけていることと市民後見人の皆さんの意欲的な活動の相乗効果が使命を果たす原動力となっています。

身上保護と財産管理が密接にからむ土地やアパートの売却、滞納税金の支払い、家の整理・片付けにより発見した 300 万円余の現金、療育手帳 A 判定の重度の知的障害者のアパートでの一人暮らしの開始とフォローなど、難しい課題にも正面切って取り組むことにより、東三河後見センターにとって法人後見の総合的な力量を一回り大きくした年でもありました。

さて令和2年の成年後見を取りまく情勢を見てみましょう。

新城市で新たな取り組みスタート

国は成年後見制度利用促進基本計画に基づいて全国どこでも成年後見制度を利用できるようにと、津々浦々まで「中核機関」を設置しようと力を入れています。そうした中で東三河では6年前にはすでに5市すべてが社会福祉協議会（以下「社協」という）に委託して成年後見（支援）センターを開設しており、それらすべてが中核機関として期待されている機能の大半をある程度はたしています。後は、いつ、どのような構想と計画をもって、「中核機関」の内実を整備するかです。その際の最大の課題は家庭裁判所の参加です。

そうした中で、新城市は現在の成年後見支援センターの機能拡充をめざし、令和元年 10 月 1 日から新城市成年後見支援センター運営委員会設置要綱を施行し、権利擁護センター開設と中核機関設置に向けて動き始めました。年2回開催の運営委員会の下部機関として支援検討委員会を設置し、10 月から毎月開催しています。この委員会には弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職のほか、毎回オブザーバーとして名古屋家庭裁判所関係者（書記官が出席することが多い）が出席しているのが画期的です。新城市がどのような権利擁護センター・中核機関をつくるか注目されます。

2025 年をターゲットに市民参加のシステムの工夫と実験を

今後「中核機関」が整備され、活動が活発になると、補助、保佐ニーズの早期発見をはじめとして、成年後見ニーズの掘り起こしが一気に広がります。団塊の世代がすべて後期高齢者となる 2025 年以降には全国の受任件数は現在の 3 倍～5 倍（65 万人～109 万人）になると見込まれます（筆者の私見です）。3 倍としても、その時の担い手不足は深刻です。

平成 30 年末現在、成年後見人等は親族が約 23%、親族以外が約 77%。親族以外のうち約 88%は弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職、約 10%が社協と NPO などの法人、1.1%が個人選任の市民後見人です。

今後親族後見人の支援が普及し、親族が多少増えるとしても、親族が 30%以上に増えるとは思えません。やはり 70%は親族以外となります。専門職にも今以上に頑張っていただくと同時に、担い手として市民の参加を増やすことがカギであり、地域の事情に合わせて今から市民参加のシステムを作らなければ間に合いません。

東三河後見センターが8年間にわたって実践・実証してきた「市民参加の法人後見」のシステムは、今後各地で市民参加のシステムを作る際に有効な参考事例となるに違いありません。

（文責：代表理事 長谷川卓也）

平成 31 年度 豊川市市民協働推進事業 補助金事業
認定 NPO 法人東三河後見センター・社会福祉法人 美竹会
権利擁護支援(成年後見制度)の普及・啓発と
多職種連携によるネットワーク構築プロジェクト事業



全ての企画が終了しました。

令和元年 8 月 31 日(土)の、劇団コスモスあいち(行政書士)による「成年後見制度」と「任意後見制度」の劇と(公社)成年後見センター・リーガルサポート愛知支部支部長の吉川豊氏(司法書士)を講師として「成年後見制度の活用のいろは」と題した講演会の 2 部構成の成年後見フォーラムでスタートした、社会福祉法人 美竹会さんと企画・運営してきた平成 31 年度豊川市市民協働推進事業も企画していた 2 回目の学習会が 12 月 5 日(月)に終了し、すべての企画を無事終了することができました。会報第 49 号で成年後見フォーラムの内容を報告していますので、今回は、10 月 3 日(木)、12 月 5 日(月)の午後(14 時~16 時)より豊川商工会議所 1 階の第 1・2 会議室にて実施した、成年後見学習会の様子を報告したいと思います。

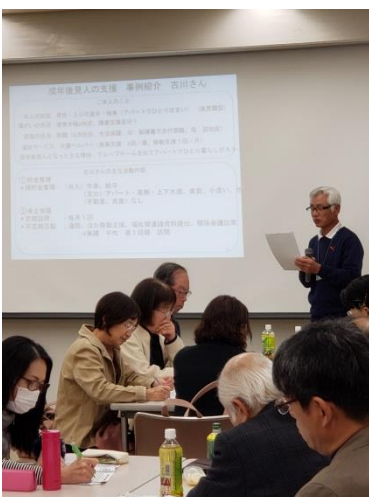
第 1 回成年後見学習会 10 月 3 日(木)

フォーラムでもアナウンスはしましたが、協働している社会福祉法人美竹会の職員をはじめ、当法人の市民後見人の方、福祉事業所の方、一般の方を含む 30 名の参加がありました。第 1 回目の学習会は権利擁護支援(成年後見制度)の活用への入り口を意識した構成にしました。事例シートを使って、権利擁護支援が必要と思われる A さんの生活の一場面の絵から「困りごと」を受講者の方に話あってもらい、「困りごと」を解決するための方法を探りました。



その解決の方法の一つに成年後見制度があることの理解を意識したプログラムとしました。アンケートでの学習会の感想として、『いろいろな職場の方と交流がもて勉強になりました。』『グループに実際後見人をしている人がいて、いろいろな事例を聞きながらグループワークに生かし勉強になりました。』『成年後見の申し立てまでの流れ・心情をつかむことができました。』『経験者がほとんど(全く素人が一人)で具体的事例の話が聞けて良かった。』等の意見をいただきました。

第 2 回成年後見学習会 12 月 5 日(月)



第 1 回学習会の連続性を意識した学習会とし、第 1 回の学習会の A さんに成年後見人が就任したということからスタートしました。第 1 回学習会を上回る 39 名の参加がありました。第 2 回学習会のみ受講者も多数参加があったので、最初に第 1 回学習会の振り返りをし、第 2 回学習会の目的である、「成年後見人って何をする人? 身上保護? 財産管理?」、利用者側の視点としては、「成年後見人さんは何をしてくれるのか?」をテーマに 6 グループに分かれ、当法人の職員として、市民後見人として活動されている方がグループの進行役となり、受講者でディスカッションしました。イメージしやすいように、グループワークの前には、実際に当法人の市民後見人として活躍されている古川伸さんに実際の活動の様子をさまざまなエピソードを交えな

がら紹介いただきました。受講者さんからは、『今回初めての参加でした。後見人さんはどこまでできるか教えていただくことができて参考になりました。グレーな部分や法律的に、難しかったり、大変な仕事だと感じました。』『具体例で分かりやすかったです。意見をだしあうことで、なるほどと納得する理由を教えてもらえました。』『成年後見について理解が深まりました。さまざまな福祉関係者の意見が参考になりました。大変さも感じました。』『制度的なことだけでなく、現場で実際に困ることや、どう対応しているかを聞いたのが良かったです。分かりやすく教えていただきありがとうございます。』等のご意見をいただきました。



【第2回成年後見学習会の感想】

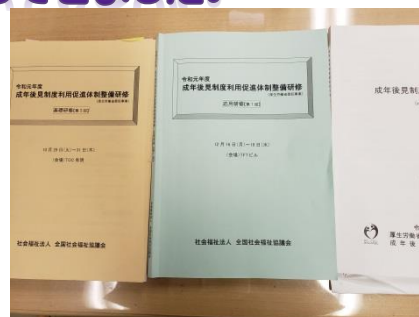
認知症の方々に関わる私たちにとって「成年後見」制度は比較的身近なものです。しかし、その詳細を知る機会はなかなか持つことが出来ず、今回の学習会に参加させていただきました。その中で「親族であろうと手続きが難しい」こと、「求められる内容と出来る内容に差があり、後見される方々がもどかしさを感じてみえる」ことが印象に残りました。今後、より高齢化の進む社会にとって必要な制度であることには変わりありません。より身近に、そして使いやすい制度になるといいなあ、と思います。(美竹会 玉川香)

成年後見フォーラム、第1回、第2回成年後見学習会の様子及びアンケートの集計結果はブログ (<http://shiminkouken.sblo.jp/>) からご覧になれます。

令和元年度

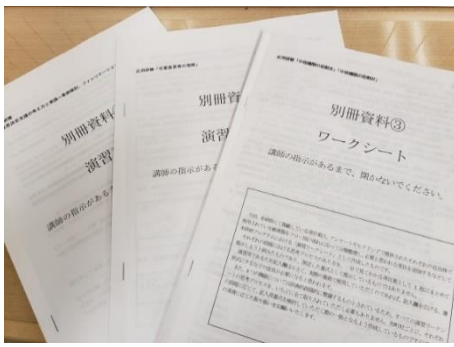
成年後見制度利用促進体制整備研修(厚生労働省委託事業) 基礎研修【第2回】、応用研修【第1回】を受講してきました。

平成29年3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」においては、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各市区町村において令和3年度までを目途として実施体制の整備を進めることとしています。こうした動きを踏まえ、全国社会福祉協議会が厚生労働省からの委託事業として、市町村行政の職員や地域連携ネットワークの中核機関として位置づけられた機関の職員等を対象とした国の研修としての「基礎研修」、「応用研修」が実施されています。



豊川市介護高齢課さんに調整をお願いし、「市町村・都道府県から推薦のある専門職」として基礎研修(東京TOC有明会場 10月29日(火)～31日(木))、応用研修(東京TFTビル会場 12月16日(月)～18日(水))を受講してきました。

基礎研修では、1日目に、①成年後見制度利用促進法と基本計画、②権利擁護支援の理解、③意思決定支援を踏まえた後見活動の実際、④家庭裁判所について。2日目は、⑤成年後見制度の基礎、⑥関連諸制度について、⑦対象者理解・対人援助基礎、⑧中核機関の役割I(地域連携ネットワー



ク・市町村長申立事例演習)。最終日には、⑨権利擁護支援の広報、⑩中核機関の役割Ⅱ（権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断）

応用研修では、初日は①意思決定支援の考え方と実践～事例検討、ファシリテーションの活用～と受講者と講師陣との交流会。2日目は、②任意後見等の理解、③中核機関の役割Ⅲ（本人にふさわしい利用に向けた検討・専門的判断）、最終日には、

④地域連携ネットワークと市町村計画、⑤中核機関の役割Ⅳ（モニタリング・バックアップの検討・専門的判断）。基礎研修、応用研修ともボリュームのある内容でしたが、座学の講義のみではなく、演習やグループワークがそれぞれの科目に取り入れられていました。受講者の多く（グループメンバー）が自治体の職員さんや社会福祉協議会の職員さんでした。まだまだ、それぞれの地域の実情によって、成年後見制度自体に対する認識や対人支援（意思決定支援等）への取組姿勢に温度差があるなと感じました。全国どこで暮らしていても、この制度が必要な人にはもれなく利用できる環境をつくり、整備するためには、ハード面の組織化（協議会、中核機関、連携ネットワーク）も大切です。今ある資源を活用することで対応できそうです。しかし、それ以上に、ソフト面としての後見人等の担い手の確保は大きな課題となりつつあります。また、実際に担い手となって活動されたり、組織化されたチームの一員となる支援者のそれぞれの「支援力」がご本人の生き方、生活に大きな影響を与えることを学びました。意思決定支援をはじめ、被後見人等に寄り添い、伴走者となりえる支援者となれるよう気持ちを新たにすることができました。（文責 工藤明人）

トピックス(本人情報シートって何?)

Q.いつから始まっているの？

A. 2019年4月から診断書の書式の改訂とあわせて運用が開始されています。

Q.何のためのシート？

A. 2017（平成29）年3月24日に閣議決した定成年後見制度利用促進基本計画の内容を踏まえて、本人を支える福祉関係者が有する本人の生活状況等に関する情報を医師に伝えるためのツールとして「本人情報シート」の書式が作成されました。

Q.どんな時に使うの？活用する場面は？

A. 主に医師が診断書を作成する際の補助資料として活用することを想定しています。成年後見制度の申立時の審判の参考資料としての活用といった後見等の手続きの開始前と、成年後見制度を利用しはじめてから、ご本人の状況が変化することがあるので、後見等の手続きが開始された後も活用され、本人の状況の変化に応じた適切な支援が実現できるように活用される予定です。

Q.誰が作成するの？

A. ソーシャルワーカー（精神保健福祉士、社会福祉士等）として本人の福祉を担当している方（例えば□介護支援専門員□相談支援専門員□病院・施設の相談員□市町村が設置する地域包括センターや社会福祉協議会等が運営する権利擁護支援センターの職員）。国家資格を有していない支援者が作成することも想定。本人自身やその親族が作成することは想定していない。

[参考]裁判所 [成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引](#)

（文責 工藤明人）

ケースファイル 27 「ゴミの山に囲まれた生活を『断捨離』したAさんの話」

1) ゴミ屋敷で生活するAさん

B市の自宅で一人暮らしをするAさん（女性・85歳）はレビー小体型認知症であり、後見類型は保佐です。アルツハイマー型認知症では、もの忘れや徘徊などが目立ちますが、レビー小体型認知症では、実際にはないものが見える幻視や、大声で寝言をするなどの症状を特徴とします。

彼女の自宅は長い間、足の踏み場もないほどのゴミ屋敷で、本人は、狭い隙間で寝食などをしていました。椅子に腰かけたまま寝ることも多く、足の浮腫みがひどくなっては、老健に入所しケアを行い、帰宅してはまたひどくなる、の繰り返しでした。自宅内の荷物の撤去が、Aさんの生活環境の改善と足のケアにとって最重要であるため、再三撤去を促しましたが、彼女は頑固に拒絶を繰り返していました。Aさんは、老健に入所し帰宅するたびに、「荷物が動かされている。泥棒が入った。鍵を取り換えてほしい」とピリピリしながら言います。

また、彼女はいつもたくさんのカバンを持ち歩き、その中に財布や紙幣をそのまま乱雑に入れては、「お金がない。泥棒に盗まれた」とも言います。しかし、家に泥棒が入った形跡など全くなく、カバンの中を丹念に探せば、お金はきちんと出てきます。私は、この症状がレビー小体型認知症の典型的な幻視や妄想の症状だと思っていました。

2) ゴミの撤去の決断

今年の夏、Aさんが「家の中にネズミがいるから、なんとかして欲しい」と訴えるようになりました。私は、これも幻視だと思いましたが、よくお世話になる便利屋のDさんに依頼し、自宅に来てもらいました。すると便利屋Dさんは、「確かにネズミはいる。しかし、荷物を全部撤去しなければ、完全に駆除できない」と言いました。しかし、Aさんは、「荷物はどけないうで欲しい」と懇願し、結局ネズミの駆除は実行できませんでした。

そんな折、Aさんの足の浮腫みは、膿が出るほど悪化したため、地元の市民病院に入院することになりました。私と妹Cさんは、「寝る隙間もないゴミの山の中で、不自然な姿で寝ていたら、浮腫み治らず、もっと悪化する。それにネズミはどんどん増えるから、入院中に荷物を撤去しよう」と強く説得し始めました。すると、Aさんはようやく折れ、撤去に同意したのです。そのときの落ち込みようは、普段は饒舌な彼女からは考えられないものでした。

しばらく黙り込んだあと、Aさんは「泥棒に盗まれないように、お金を隠してある。それを全部回収して欲しい」と言いました。私も妹Cさんも、まさかそんなことはあるまいと思いましたが、了解したふりをしました。便利屋のDさんは、ゴミ屋敷の掃除の経験も豊富であったため、撤去作業も依頼しました。その際、Aさんの希望を伝えたところ、「その話は本当である。お金は出てくる」と、Dさんは言いました。

3) ゴミの山から出てきた数百万円

ゴミの撤去は、その後すぐに、真夏の炎天下の中、私と妹Cさんの立ち合いのもと、便利屋のDさんとスタッフ5名が参加し、8日間かけて行われました。驚いたのは、作業を開始した直後から、お札の入った封筒や給料袋が、まるでゴミの中にキチンと隠してあったかのように次から次へと出てくるのです。自宅は台所と風呂トイレ、玄関の土間約6畳、和室6畳が一部屋、和室8畳が三部屋あり、全く足の踏み場もないほどゴミ類がたまっていました。最終的に撤去されたゴミは、45リットルのゴミ袋約600個分となり、パッカー車（ゴミ収集車）をチャーターしました。また、粗大ゴミも中型トラック2台分となりました。市民病院を退院後、A

さんは老健に移りました。老健の会議室を借りて、本人と妹Cさんの立ち合いのもとで、紙幣の勘定を行ったところ、総額は各種紙幣合わせて312万円となりました。また、出てきたコインの総額は約25万円でした。長い間ゴミ屋敷であった家は、戸がかしいでいたり、畳が腐っていたり、ふすまもボロボロになっていたのも、ネズミの駆除と並行して、リフォームをしました。家の造りそれ自体は立派であり、リフォーム後の自宅は、ついさっきまでゴミ屋敷だったことが信じられないほど、良好な居住環境となりました。

4) ゴミを撤去した家での新しい生活

リフォーム後、Aさんは自宅に戻るのですが、あれほど反対していたのに、ショックを受ける様子もなく、むしろ、ほっとした表情をしていました。妹Cさんによると、Aさんは、元々きれい好きで社交的な性格でしたが、夫が亡くなってしばらくすると、家の中を片付けられなくなり、認知症の悪化に従って、次第にゴミ屋敷化していったそうです。そしてある時期から、誰も家の中に入れなくなったそうです。

しかし、ゴミの撤去後、新しい家具やベッドが導入され、追加のリフォームが行われ、ヘルパーさんも出入りし始めるなど、人を遠ざけていた自宅が外部に開放されることになりました。認知症発症後のAさんは、気さくである一方でイライラしていることも多く、どこか他人を警戒するところがありましたが、生活環境が大きく改善されることで、以前よりは穏やかになり、自分の夫の話など、進んで他人に話すようになりました。Aさんによれば、亡くなった夫は酒乱で、よくAさんの給料袋や財布からお金を抜き出しては、飲み屋に行っていたそうです。Aさんは、金融機関を信頼していなかったため、通帳を作らず、お札を家の中に隠していました。たとえばゴミ箱の中や衣類の間などです。

5) ゴミ屋敷に執着した理由

この話は、便利屋のDさんも聞いていたのですが、こういう話はよくあるそうです。Dさんによると、「Aさんは、認知症が発症することで、以前の生活習慣が復活し、ゴミの中にお金を隠すようになってしまった。しかし、症状が悪化すると、隠した場所を思い出せなくなり、お金をを見つけることができなくなった。プライドの高いAさんは、そんな自分を受け入れられずに、泥棒が盗んだと無意識に思い込むようになった。そして、お金を隠しては忘れるということを、これまで延々と繰り返してきた」とのことでした。また、「彼女がゴミの撤去を頑なに拒んだのも、自宅をゴミ屋敷にしてしまった自分の症状を認めたくなく、ゴミ屋敷に住み続けることで、自分はおかしくないと思ったかったのだろう」とのことでした。

6) 『断捨離』のススメ？

私は、泥棒の話も、お金を隠した話も、完全に幻視や妄想だと思っていましたが、夫の酒乱の話や、便利屋のDさんの話を聞くと、Aさんの様々な奇妙な言動は、思った以上に理にかなっており、彼女は、『過去や現状からの救い』を無意識に求めていたのかもしれない、と思い始めるようになりました。そして、ゴミを撤去した自宅に初めて戻ったとき、Aさんが、ほっとした表情を見せたのも、なんとなく納得できたのです。Aさんは現在、自宅にゴミをためることもなく、お金を隠すこともなく、楽しそうに生活をしています。そして驚くことに、ゴミの撤去以来、「お金がない。泥棒が入った」と発言することは、全くなくなったのです。

今回のゴミの撤去は、判断能力の低下したAさんを、「しがみつき」や「妄想」から解放し、これまでの極端な生活をリセットさせるものでした。このようなモノや意識の『断捨離』は、我々にとっても必要なのかもしれません。

(文責 井上裕一)

令和元年度 正会員、賛助会員費納入者及び寄付者一覧

多くのご支援を賜りありがとうございます。

(令和元年 12 月 19 日現在)

正会員費納入者（敬称略）54名

- ・古川伸・高柳大太郎・足立和男・山本達也・中村成人・荻邦子・鈴木光子
- ・二村良子・齋藤尚・武重傳・影山恒太・田中義人・五十嵐光子・近藤由美子・細野京子
- ・彦坂敏・工藤明人・岡本守・小野晴美・星野裕・花田玲子・今泉全勝・石原香・本多啓枝
- ・緒河睦子・田中幸一・上江富士夫・福住幸子・中島由恵・水野美和代・高森陽一郎
- ・古瀬修・池田進・杉浦弥生・神谷典江・丸山智子・舟越正行・村川賢一・長坂宏
- ・大嶽理恵・今泉博充・倉本秀子・金田貴子・豊田和浩・水野遠次・小林佳子・杉山智子
- ・西川邦輔・梅田大己・藤田慎・飯星睦生・長谷川卓也・井上裕一・工藤たか子

賛助会員費納入者（敬称略）59名

- ・磯村隆樹・中野正二・藤井幸夫・鈴木義雄・金沢富雄・三浦正博・都築昭吉・足木充邦
- ・水野登代子・樋口茅子・杉原昌博・八木憲一郎・日比修治・清水則子・河合康隆・山本幸恵
- ・山口純子・小川祐子・藤倉陽子・北村隆信・山口はるみ・伊藤文則・彦坂ケサエ
- ・夏目みゆき・森岡真司・工藤栄・齋藤啓治・吉本京子・木下義勝・金澤良雄・長谷川泰子
- ・北沢悦子・大林充始・豊田弘子・寺部敦子・中谷芳孝・伊与田千鶴子・渡邊勝弘・岡本由紀子
- ・朝倉保・加藤正則・加藤明代・藤田裕子・渡部耕二・中村八重子・廣永義昭・津田匂子
- ・前本好江・佐々木宏直・佐々木直子・多々内崇文・丸山博子・内藤加代子・横田和子
- ・新村知弘・森下林之丞・二重勝吉・室田満秋・寺田順子

法人正会員費納入者（納入順、敬称略）0法人

法人賛助会員費納入者（納入順、敬称略）4法人

- ・豊川市知的障害者育成会・豊川市医師会・むつみ会・蒲郡市社会福祉協議会

寄付者（敬称略）39名

- ・足立和男・山本達也・中村成人・荻邦子・鈴木光子・二村良子・野呂壽海雄・夏目滋・秋田誠二
- ・松下啓子・田中義人・伊東弘子・岡本みち子・池田敏晃・池田知浩・舟木理恵・山本範正
- ・北村隆信・岡本守・小野晴美・村川賢一・星野裕・北沢伊・齋藤歯科医院・小林修・石原香
- ・勝見康夫・福住幸子・朝倉由恵・加藤正則・加藤明代・渡部耕二・古川伸・吉橋利弘
- ・都築ゆかり・近藤由美子・工藤たか子・本多結城子・梅田大己

東三河後見センターの今後の予定(1月～3月)

☆ミーティング 開催日 毎週火曜日 午前9:20 頃より2時間弱

場 所 豊川商工会議所1階 第2会議室 ※

1月10日 理事会 第5会議室 19:00～20:15

1月14日 事務局会議 13:30～ 事務所内

2月18日 事務局会議 13:30～ 事務所内

3月13日 理事会 第5会議室 19:00～20:15

※ミーティングの会場を変更しています。11月19日以降は1階第2会議室で開催します。

2月18日(火)は1階第5会議室へ変更していますのでご注意ください!!

※商工会議所の閉館期間中(12月28～1月5日)冬期休みとなります。

電話対応はできるようにしてあります。宜しくお願いします。



認定 NPO 法人東三河後見センター状況一覧

★法定成年後見制度利用者

(令和元年 12 月 19 日現在)

	後見	保佐	補助	後見監督	合計
平成 31 年 3 月 31 日現在	57	21	13	1 (保佐)	92
受任者数 (平成 31 年 4 月～)	10	1	0	0	11
終了 (平成 31 年 4 月～)	5	2	1	0	8
令和元年 12 月 20 日現在受任	62	20	12	1	95

★任意後見制度利用者利用者

任意後見人受任者	0 名	任意後見人	0 名	任意契約終了者	1 名
----------	-----	-------	-----	---------	-----

★市町別受任一覧 (被後見人等の実際の住所地で示してあります。)

	豊川市	新城市	豊橋市	蒲郡市	田原市	設楽町	その他	合計
認知症	18 名	5 名	3 名	5 名	0 名	0 名	1 名	32 名
知的障がい者	21 名	4 名	10 名	2 名	1 名	13 名	2 (岡崎市)	53 名
精神障がい者	4 名	0 名	4 名	0 名	0 名	1 名	1 (名古屋市)	10 名
合計	43 名	9 名	17 名	7 名	1 名	14 名	4 名	95 名

★市民後見人の受任状況

	後見	保佐	補助	合計
認知症	14 名	1 名	1 名	16 名
知的障がい者	23 名	8 名	4 名	35 名
精神障がい者	0 名	1 名	0 名	1 名
合計	37 名	10 名	5 名	52 名

市民後見人 27 名の方が上記表の 52 名の後見事務を担当しています。

※「市民後見人」とは、当法人が名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出している市民後見人候補者名簿掲載者で、業務委託契約に基づき後見の事務担当者として任命し、実際に活動している方のことをいいます。

認定 NPO の維持・継続をめざして 賛助会費・寄付金のお願い

(平成 31 年 4 月 1 日～令和元年 12 月 19 日現在)

正 会 員 費 納 入 者 : 54 人

(法人正会員 0 含む)

賛助会員費納入者 : 59 人

(法人賛助会員 4 含む)

寄付者 (認定要件を満たす) 36 人



☎ 会員入会・寄付のご案内 ☎

皆さまのご支援ありがとうございます。

※会員費納入者数で表示しています。正会員・賛助会員数を示すものではありません。

編集後記

平成19年5月16日の第1号に始まり、令和元年中に49号、50号と、この会報も50号目の発行となりました。何か記念号となるような企画も頭の中ではイメージしましたが…。みなさまに支えられて50号が発行できたと思います。ありがとうございました。過渡期にある成年後見制度ですが、変わらない本人中心支援を心がけていきたいと思っています。

時節柄、みなさまご自愛くださり、よいお年をお迎えください。

(編集:工藤明人)